

吹田市景観アドバイザー派遣要領

平成21年8月3日 制定

平成26年4月1日 改正

平成28年4月1日 改正

令和3年4月1日 最近改正

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市景観まちづくり条例(平成20年吹田市条例第24号。以下「条例」という。)第14条から第16条までに規定する支援のひとつとして、予算の範囲内において、景観アドバイザーを派遣し、景観まちづくりに関する知識の普及及び景観まちづくり活動への技術的支援を行うことに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、条例の例による。

(対象となる団体)

第3条 景観アドバイザーは、次の各号のいずれにも該当している団体からの相談があった場合に派遣するものとする。

- (1) 市民10人以上で構成されていること。
- (2) 主たる活動が吹田市内で行われること。
- (3) 営利、宗教又は政治を目的としていないこと。

(対象となる事項)

第4条 派遣の対象となる事項は、市民による主体的かつ継続的に行う景観まちづくり活動に関する事項であって、次の各号のいずれかを目的とするものとする。

- (1) 景観協定の締結及び運用
- (2) 景観形成地区指定への参画
- (3) 景観まちづくり活動団体の認定及び運用
- (4) その他地域の景観まちづくり活動のうち、市長が特に技術的支援の必要があると認めるもの

(派遣の相談)

第5条 第3条に定める団体は、派遣当日のおおむね1か月前までに、吹田市景観アドバイザー派遣相談書(別紙1)の提出により派遣の相談を行うものとする。

2 前項の相談書の提出があったときは、景観アドバイザーの意見を聴いて、派遣する景観アドバイザーの選任と、派遣日時の調整を行い、その結果を当該団体に通知するものとする。

(派遣の場所等)

第6条 派遣の場所は原則として市内の公共施設とし、会場の手配、設営その他の必要な経費及び作業等は派遣を受ける団体の負担とする。

(助言の内容)

第7条 景観アドバイザーは、市民の自主的な景観まちづくり活動の技術的支援をするため、次の助言等を行うものとする。

- (1) 景観まちづくりの制度、手法等についての指導・助言
- (2) 景観まちづくりに関する技術的観点からの助言
- (3) その他市民主体の景観まちづくりに関する助言
(報告)

第8条 景観アドバイザーの派遣が終了したときは、派遣を受けた団体及び景観アドバイザー本人から吹田市景観アドバイザー派遣結果レポート(別紙2・別紙3)の提出を受けるものとする。

(庶務)

第9条 景観アドバイザーの派遣に関する庶務は、都市計画部都市計画室が行う。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、景観アドバイザーの派遣に関し必要な事項は、都市計画室長が定める。

附 則

この要領は、平成21年8月3日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。